



病児・病後児保育利用の手引

こどもが急に発熱！
でも、今日は仕事休めないし…

病気のこどもを一人で寝かし
ておくのは不安だなあ…

いつも預けている親戚も
今日は難しそう…



どうしよう…

「病児・病後児保育」は、そんな困ったときのための制度です！

「病児・病後児保育」は、
★市内在住または市内の保育所や幼稚園、
小学校などに通っているお子さんで、
★生後3カ月から小学3年生までの期間
について利用することができます。

※詳しくは「1. 利用条件」をご覧ください。



なまりん

病児・病後児保育室「めぐみ」(埼葛クリニック内)

〒342-0037 吉川市富新田 245
電話 048-982-3381、FAX048-982-3382



「病児・病後児保育」とは？

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない病気（回復期には至らないが、症状の急変が認められない場合）または病気回復期（症状が回復し、安定に向かっている場合）のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、実施施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。

1. 利用条件(次のすべてを満たす児童が対象です。)



・市内在住、または市外在住で吉川市内の保育所、幼稚園、小学校などに通う児童

・生後3ヵ月から小学校3年生までの児童

・保護者の都合(仕事など)により家庭で保育ができない場合

・病気又は病気回復期（次のような状態）にある児童

- 日常的な疾病（感冒・消化不良等）・・・病気または病気回復期
- 感染性疾病（麻疹・風疹・水痘等）・・・他の児童に感染する恐れのある感染期を経過した以降
- 慢性疾患（喘息等）・・・・・・・・・・・・発作等がおさまった以降
- 外傷性疾患（熱傷等）・・・・・・・・・・・・症状が発生した以降

※ 感染症の場合は、病児・病後児保育室「めぐみ」にご相談ください。

2. 実施内容

定 員	1日につき <u>原則4人</u> まで ※予約の先着順です。
保育時間	<u>午前8時から午後6時まで</u> ※延長保育は行っていません。
休 日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）等
料 金	・ <u>保育料 1人あたり日額 2,000 円</u> （5時間未満は 1,000 円） ※一定条件を満たす場合には、 <u>申請により</u> 利用料が免除されます。 ・ 保育料のほかに実費負担（哺乳瓶の消毒にかかる衛生費など）が必要になる場合があります。
利用期間	1回の申請につき、連続する <u>7日以内</u> となります。（休日除く） ※病名等が変わった場合には、改めて申請いただく必要があります。

<利用料の免除>

次のいずれかに該当する場合に利用料の免除を受けることができます。

免除を希望する方は、事前登録後に右のQRコードから申請を行ってください。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付の受給者



3. 利用の流れ

① 事前登録	② 予 約	③ 医療機関受診	④ 入室手続き	⑤ 利 用	⑥ 支払い
 <p>いざという時のためにあらかじめ登録しよう!</p> <p>以下のQRコードから事前に利用登録申請を行ってください。申請後、「登録承諾通知書」が発行されます。(翌日以降に発行)</p> 	 <p>「めぐみ」に電話で予約(TEL: 048-982-3381)してください。 ※予約状況は埼玉葛クリニックHPから確認できます。↓</p> 	 <p>埼玉葛クリニックまたはかかりつけの医療機関を受診してください。 ※必ず病児・病後児保育室を利用希望であることを申し出て、「診療情報提供書」を発行してもらってください。</p>	 <p>「病児・病後児保育利用申請書兼病状連絡票」を事前に記入し、利用当日に「入室時の持ち物」と一緒にお持ちください。 入室時に①で発行された「登録承諾通知書」を提示してください。</p>	 <p>入室手続き後、保育室を利用します。(利用時間：午前8時～午後6時) ※入室後に保育が困難となった場合は、緊急連絡先に電話連絡し、保護者にお迎えをお願いすることがあります。</p>	 <p>お迎えの時にお渡しする納付書にて、記載のある市役所施設または金融機関で保育料を納入してください。 ※利用料の免除を受ける場合は入室時に「利用料免除適用通知書」を提示してください。</p>

【利用にあたっての注意事項】

- ・「診療情報提供書」は、病児保育室へ電話予約(②)を行ってから医療機関に発行を依頼してください。(埼玉葛クリニックを受診する場合は、「診療情報提供書」の提出は不要です。)
- ・予約取消(キャンセル)の場合は、必ず朝7時50分までにお電話でご連絡ください。
- ・入室が遅れる場合は、速やかに電話でご連絡ください。なお、電話連絡がなく予約時間に入室されない場合は、予約を取り消すことがあります。
- ・当日に利用を希望される場合は、利用予約に空きがある場合に受け付けます。(木曜日・土曜日は当日予約不可)
- ・診療情報提供書の提出があっても、当日の病状によっては利用をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・緊急の場合は保護者の了解のもと、埼玉葛クリニックを受診する場合があります。(医療費等は保護者負担となります。)

【新型コロナウイルス感染予防のための利用基準】

次のいずれかに該当する場合は、医師の判断により当日の利用をお断りする場合があります。

- ・37.5度以上の発熱がある場合
- ・呼吸器症状(咳・痰・胸痛・呼吸困難・ぜい鳴・チアノーゼなどの症状)
- ・過去に37.5度以上の発熱があり、解熱後24時間経過していない場合、または呼吸器症状が改善されるまでの間

各種申請や様式のダウンロードは市HPから ⇒

吉川市 病児・病後児保育

検索



4. 入室時の持ち物

- ①診療情報提供書（埼玉クリニック以外の医療機関を受診された方）
- ②埼玉クリニック診察券（お持ちの方のみ）
- ③健康保険証・子ども医療費受給者資格証
- ④母子手帳
- ⑤薬（処方されたものすべて）・お薬手帳または薬の説明書
- ⑥着替えの服（上下 各2枚）・下着（肌着・パンツ 各2枚）
- ⑦昼食（1食）・おやつ（2回分）
- ⑧ハンドタオル・バスタオル 各2枚
- ⑨コップ
- ⑩飲み物（500ml入のペットボトル）未開封のもの2本以上
- ⑪ビニール袋（レジ袋可）3枚
- ⑫箱ティッシュ
- ⑬紙おむつ10枚、おしり拭き1袋 ※おむつを利用するお子さんのみ
- ⑭食事用エプロン 2枚 ※エプロンを利用するお子さんのみ
- ⑮哺乳瓶またはマグカップ ※コップの利用に代えて利用するお子さんのみ
- ⑯ミルク（必要回数分を1回分ずつにして） ※ミルクのお子さんのみ

※ ⑧・⑨は、有料レンタルをすることができます。

※ ⑩～⑭は、保育室で購入（実費負担）することもできます。

※ レンタル料・金額等についてはめぐみにお問合せください。

～ 幼児教育・保育の無償化について ～

病児・病後児保育事業の利用料については、幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の対象となる場合があります。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

対象者	次に該当する子どものうち、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業又は企業主導型保育事業を利用できていない子ども ・3歳から5歳の子どもで保育の必要性（※）がある子ども（3歳以上児） ・0歳から2歳の子どもで保育の必要性（※）がある非課税世帯の子ども（3歳未満児） ※認定事由が「育児休業」である場合は、病児・病後児保育事業の利用料は無償化の対象となりません。
給付内容	次の上限の範囲で、認可外保育施設等の利用に要した費用を支給します。 ・3歳以上児 上限月額37,000円 ・3歳未満時 上限月額42,000円
認定申請	利用月の前月10日までに、認定に係る申請書類を保育幼稚園課へご提出ください。 （申請書類は市役所のホームページに掲載又は保育幼稚園課にて配布しております。）
請求方法	施設を利用した日の属する月の翌月以降、利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、利用子ども毎に1ヶ月分をまとめて請求書を市保育幼稚園課に提出してください。 ※病児・病後児保育事業の利用のほかに、施設等利用給付の対象施設・事業の利用がある場合はまとめて請求してください。

お問合せ先

吉川市保育幼稚園課

電話：048-982-9528

病児・病後児保育室「めぐみ」

電話：048-982-3381